

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和6年1月5日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年12月7日農林水産省告示第1799号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
山本昌之	周智郡森町三倉字瀬戸山5072の2	周智郡森町役場
森下文夫	周智郡森町三倉字瀬戸山5110の4	周智郡森町役場
濱井勤	周智郡森町三倉字天幡塚5127の2、5127の5	周智郡森町役場